

令和5年 下呂市農業委員会第5回総会議事録

開催日時	令和5年5月8日 14:00～16:00
開催場所	下呂総合庁舎 5階 大会議室
出席委員	2 番 上野 耕正 3 番 大森 公治 (推) 4 番 嶋田 浩 5 番 熊崎 みどり 7 番 林 忠助 8 番 中川 元宏 (推) 9 番 中川 輝男 (推) 10 番 田中 覚章 (推) 11 番 二村 昭司 12 番 小林 寿 13 番 川口 太三 (推) 14 番 鎌倉 誠也 15 番 中島 尊治 17 番 中島 次郎 (推) 19 番 熊崎 徹 (推) 21 番 金森 茂俊 23 番 中島 悠 24 番 日下部 道男 (推) 25 番 井戸 克彦 (推) 26 番 杉山 裕 (推)
欠席委員	1 番 山下 康子 6 番 中島 義彦 16 番 福井 順也 18 番 二村 正明 (推) 20 番 中桐 由起子 (推) 22 番 中島 義雄
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 21 号 農地法第5条の許可取消願について 議事 22 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 23 号 農地法第4条の規定による許可申請について 議事 24 号 農地法第5条の規定による許可申請について 議事 25 号 農業委員会事務の実施状況等の公表について 第4 その他
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数10名 で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第5回農業委員会を開催いたします。
会 長	【会長あいさつ】
会 長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 7 番 林 忠助 委員 12 番 小林 寿 委員 をお願いいたします。
会 長	議題第21号 農地法第5条の許可取消願について別紙のとおり取消願が提出され ましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の4ページをお開きください。事務局説明をお願いします。

事務局	<p>申請地は平成14年に工場建設のため賃貸借許可を得たものですが、その後資金繰りが悪化し工場が建築できないまま、転用事業者が破産したことから破産管財人より取消申請がでています。現地在未着工であること、所有権移転がなされていないことは確認済みのため、問題ないと考えられます。なお、こちらは先月の議案にありました申請と同一許可を得ていたものであることから、先月の議案についてはこの申請と同時に取消する必要があるため、現在取消保留となっています。</p>
会 長	<p>こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条の許可取消願について1件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。</p> <p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。</p>
会 長	<p>議題第22号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の4～5ページおよび、許可基準確認書をお開きください。</p>
会 長	<p>農地法第3条申請6件につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>1番について事務局が代読いたします。場所は門和佐出口、農振農用地ではありません。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。 申請地は和川から門和佐にはいってすぐ左に曲がる角のあたりです。以前5条申請の取消が行われた場所であり、3条として再取得したいため申請されました。譲受人は高齢ではありますが、近隣に住む子供世帯が管理を手伝うとのことであり、問題ないと考えられます。</p>
事務局	<p>2番。場所は久野川で、農振農用地です。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。譲受人は申請地に隣接して居住しており、その他市外にも農地を有しています。</p>
19番	<p>2番について説明いたします。譲受人は高齢になってきておりますが、まだ元気に畑をやっており、既にこの春も起して植え付けなどを始めている方です。現在住所は下呂市内ですが、鶯沼にも家にあり、行き来している状態です。現時点では農地の取得は問題ないと考えられ、隣接の同意を得ています。</p>
事務局	<p>3番。場所は金山町東沓部で、農振農用地です。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。</p>

21番	3番について説明します。金山から東に入って横谷の対岸の部落です。昔S社が喫茶店をやっていた対岸のあたりで、休耕地となっており、起こすにはトラクターが必要な状態に感じられます。譲受人が市内とはいえ申請地から離れたところに住んでいるので慎重な審議が必要かと思われます。
事務局	4番。場所は金山町菅田笹洞で、一部農振農用地です。航空写真は2枚に分かれており、1つが住宅に隣接して譲り受ける農地、もう一つは農振農用地で、同じ集落内ですが住宅から若干離れた場所にあります。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。
24番	4番について説明します。申請地は金山町菅田笹洞で、関金山線から笹洞地区に入ってすぐ100mほどの場所です。過去にも5条で同じ申請者で売買されている一体です。元の持ち主は関市に住んでおり管理ができず、この度名古屋の人から住宅とともに買受したいという話がありました。現在は防草シートを敷いたりして所有者が管理しています。
事務局	5番。場所は金山町中切で、農振農用地ではありません。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。
事務局	事務局が代読いたします。場所は金山町中切地内で、国道よりも河川側の地区です。譲受人の自宅に近い農地で、既に家庭菜園も管理しています。この度の申請地を取得し、規模を拡大したいとのことでした。
事務局	6番。場所は金山町菅田桐洞で、農振農用地ではありません。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。現地は周辺一帯に利用権が付されており、面的利用については慎重な審議が必要かと考えられます。なお、一帯の担い手からは同意が得られており、地域計画は未策定です。
23番	6番について説明します。場所は関金山線の菅田駐在所から洞に入っていたあたりです。周辺は全て私が耕作しておりますが、この譲受人は他にも2枚田をもっており、まめに管理されていることは存じています。譲渡人はこちらに住んでおらず売りたいがっていたところ、この話がまとまったとのことでした。
会長	こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
4番	3番は農振地であり、町外に住む人がやるというのなら何か保証がないと…
24番	この方は月本のお出身の方で、あちらへは婿に出ています、こちらと行ったり来たりしています。母親の在所の後を継ぐ人がおらず、責任を取って管理するというので、まったくのよその人というわけではないです。
21番	昔申請地の隣に譲渡人らしき世帯はあった。

事務局	菅田地内で他にも農地があり、きちんと管理されていることは確認済みです。
5番	婿に行った先には今はだれも住んでいないし、いつでもこちらに戻ってくる可能性はある気がしますね。
23番	親が亡くなって管理ができず、子は遠い他県にいる。水が来ないので担い手も田はやれないから何とかしてくれと。僕の方からもお願いして、3条で受けてもらうという話になった。
5番	4番は大丈夫なの？
23番	けっこうマメに来ていて、大学でも農業をやっているらしい。
21番	家付きの農地は家のついでにもらったりして、草刈りなどが杜撰なことが多い。しっかり管理してもらわないと。
事務局	令和2年に下限面積を引き下げるときにもかなり話し合いましたが、その時にも同様の話が出ました。過疎化が進む下呂市としては、農地付きの家を買って移住してくれるのなら、その売買によって放置される農地が減るのなら。またそれがたとえ5条であっても、放置されて荒れるよりはマシだという話になって下限面積の適用をスタートさせたわけです。
事務局	<p>以前も、移住してきて農業をやるという人は本当にやるのか、という話が出たことがあります。農地法の申請は行政書士が入ることが多いことから、農業委員が譲受人本人と面識を持ってない案件もあるようです。</p> <p>下限面積の適用を始めたときでも、「誰でもいいから管理してくれる人がいるのなら」という思いはありましたが、取得後に管理が杜撰では意味がないとも思われますので、農業委員としてできることはないか考えていく必要があるかと思えます。</p> <p>この後行う農地利用最適化推進会議の中でも、そのような方とどのように農業委員がアプローチしていくかなど話し合っても良いかと思えます。</p>
21番	ちゃんとやるって一筆書かせたり、周りの人から承諾をもらわないと。
事務局	一筆書いたからといって何の効果もないのでは。一筆書いたのについていう精神的な負い目を持たせる程度の効果しか…
4番	こういうことに反発する人もいるしね。こちらにいい農地を持っていても本人は東京都かに住んでいて、草刈りもしない、周りも気に掛けて刈ってやったりとか。そういう人にも罰則を適用していかないと。

事務局 太陽光だったら、計画の際に地元の区と草刈りなどについて一筆交わしたりすることもあります。農地法としては新たに取得する人に強い罰則を求めるのなら、その周辺の人も同様ですよ、という事になる。地元として本当にそれでいいのか。

4番 申請書には「やります」って書いてあっても、何年かしたらもうやってないという事もあるから。

事務局 そこに利用権がついていたり、中山間や多面の対象農地だったりすると、もっと強く言いやすいんですが、現状下呂市で3条が出てくる農地なんかはそんな優良農地はほぼないですからね。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請6件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 議題第23号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。
議案の6～8ページおよび、許可基準確認書をお開きください。

会 長 農地法第4条許可申請7件につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局 1番～2番について併せて説明します。場所は萩原町山之口で、一般個人住宅とその進入路として2件の申請です。4条の2については、申請者の父親の時代に植林地として5条許可を得て所有権移転されましたが、現地に植林がされないまま相続されたため、相続人から再度の4条申請として転用目的を変えて申請されています。中山間地の未整備の小規模農地であることから第2種農地と考えられ、代替地はありません。転用の確実性については始末書案件でありますので認められます。隣接地の承諾は得ております。

7番 説明します。場所は萩原町山之口で、お寺からもう少し位山峠側にある100mほど進んだあたりです。既に建築物等があり、仕方がないと思われま。

事務局 3番について説明します。場所は馬瀬数河で、一般個人住宅の進入路と倉庫として利用したいとのこと。中山間地の未整備の小規模農地であることから第2種農地と考えられ、代替地はありません。転用の確実性については始末書案件でありますので認められます。隣接地の承諾は得ております。

13番	3番について説明します。場所は馬瀬数河の寺の裏手あたりで、家を新築した時に宅地部分は地目変更登記したけれど、残りの部分を何もしていなかったと。当時、家とともに整備されてしまったため追認案件です。
事務局	4番について説明します。場所は火打で、一般個人住宅として利用したいとのこと。中山間地の未整備の小規模農地であることから第2種農地と考えられ、代替地はありません。転用の確実性については始末書案件でありますので認められます。隣接する農地はありません。
19番	ここは火打のお寺の近くで、既に住宅が建っており周囲も住宅地となっています。隣接する農地もありませんし、問題ないと思います。
事務局	5番。場所は金山町東沓部で、農業用倉庫として利用したいとのこと。特定土地改良事業等の施行区域内の第1種農地と考えられますが、隣接地と一体利用して当該農地を利用することが必須であると考えられるため、隣接地一体利用として不許可の例外となると考えられます。転用の確実性については始末書案件でありますので認められます。隣接する農地は自己所有地のみです。
21番	場所は金山町東沓部のお宮の手前です。先代の時代に蔵と倉庫を建てまして、その後圃場整備が入りました。相続を受けたものが農地であることに気づき、申請を出してきた次第です。
事務局	6番。場所は金山町菅田桐洞で、植林地として利用したいとのこと。中山間地の未整備の小規模農地であることから第2種農地と考えられ、代替地はありません。転用の確実性については始末書案件でありますので認められます。隣接する農地はありません。 こちらは非農地判断の対象となると考えられましたが、申請者が4条申請を得たいとの意向でしたので審議をお願いいたします。
23番	現況どう見ても山なので、許可相当だと思います。
事務局	7番について説明します。場所は金山町菅田笹洞で、一般個人住宅として利用したいとのこと。中山間地の未整備の小規模農地であることから第2種農地と考えられ、代替地はありません。転用の確実性については始末書案件でありますので認められます。隣接する農地はありません。
24番	場所は、金山町菅田笹洞で、先ほどの3条申請から美濃東部農道の方へ1kmほど進んだあたりです。この集落に住む息子が住宅を建てたいとのこと。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請7件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長 議題第24号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。
議案の9～11ページおよび、許可基準確認書をお開きください。

会 長 農地法第5条許可申請5件につきまして、担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局 1番について説明します。場所は小坂町門坂で、賃貸借契約です。資材置場として利用したいとのことです。中山間地の未整備の小規模農地であることから第2種農地と考えられ、代替地はありません。転用の確実性については始末書案件でありますので認められます。また、追認案件であることから開発協議は不要であることを確認しております。隣接する農地の承諾は得ております。

3番 申請地は、小坂久々野トンネルに入らず旧41号を高山方面に進んでいった途中の橋を渡った対岸です。この申請地につきましては、昔は宅地がありましたが今は何もなく、農地らしき農地もほとんどありません。問題ないと思われま

事務局 2番。場所は宮地で、資材置場として利用したいとのことです。500m以内に竹原小学校・下呂市役所竹原出張所があることから第3種農地と考えられます。転用の確実性が認められ、資力も問題ありません。隣接する農地の承諾は得ております。

14番 申請地は、宮地の街中で、コンビニの近くの橋を渡った対岸の突き当りの中です。現地の手前には現在家が1件建っており、その奥の陰になる部分です。現地の隣は譲受人の会社の持ち物で、隣の土地を資材置場として利用したいという事です。建物に囲まれた場所で、問題はないと思われま

事務局 3番。場所は野尻で、賃貸借契約です。駐車場として利用したいとのことです。中山間地の未整備の小規模農地であることから第2種農地と考えられ、代替地はありません。転用の確実性については始末書案件でありますので認められ、資力も問題ありません。隣接する農地の承諾は得ております。

15番 場所は野尻の信号の角です。譲受人の駐車場に既になっています。この度運送業の許可を取ろうと準備していたところ、当該申請地が農地であることに気づいたとのことです。問題はないと思われま

事務局 4番。場所は野尻で、賃貸借契約です。郵便局舎として利用したいとのことです。中山間地の未整備の小規模農地であることから第2種農地と考えられ、代替地はありません。転用の確実性は認められ、資力も問題ありません。隣接する農地の承諾は得ております。

15番	場所は野尻郵便局の隣です。以前は畑として利用していましたが、ここ数年は維持管理をしている状況でした。郵便局の移転としては良い立地で、問題はないと思われま
事務局	5番。場所は和佐で、一般個人住宅の物置として利用したいとのこと。中山間地の未整備の小規模農地であることから第2種農地と考えられ、代替地はありません。転用の確実性は始末書案件であるため認められ、資力も問題ありません。隣接する農地の承諾は得ております。
19番	場所は、和佐にある譲受人の自宅のすぐ隣です。既に現地には小屋らしきものがあり、問題はないと思われま
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請5件について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めま
会 長	ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。
会 長	議題第25号 農業委員会事務の実施状況等の公表について意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案12ページをお開きください。 農業委員会においては、その運営の透明性を確保するため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第37条に基づき農地等の利用の最適化の推進の状況、その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用等により公表することが義務づけられています。 なお、この内容で承認をいただいた場合は、5月末まで（案）として公表し、農業者等から意見及び要望等を募集することとなります。月末までに意見がなければ確定版として公表し、意見があった場合は修正して、再び委員の皆様からご意見をいただくという流れとなります。 また、令和5年度の目標については3月末までに決定することとなっているため、昨年度皆様から回議をいただきましたところですが、令和4年度の点検評価とともに公表することといたします。 では、内容について順に説明しま
事務局	【内容読み上げ】
会 長	ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
21番	数値的なものだから、意見のしようがないな。
会 長	そのほかご意見ご質問はございますか。

会 長

ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。
農業委員会事務の実施状況等の公表について、原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長

ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。

会 長

以上で本日の案件について審議を終了します。その他何かありましたらご意見伺います。

会 長

以上をもちまして、第5回 下呂市農業委員会を閉会します。

16時00分閉会

※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った

本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番